一　資産流動化に係る業務及びその附帯業務を現に行っていること。
二　資産流動化に係る業務として取得した資産（当該資産流動化に係る業務及びその附帯業務を行うために必要と認められる資産並びにこれらの業務に係る業務上の余裕金を除く。）を保有していないこと。
三　当該有価証券の発行に際して金融商品取引法第二条第三項（定義）に規定する取得勧誘を行っていること。
2　施行令第三十四条第四項第三号に規定する一般社団法人又は一般財団法人で財務省令で定めるものは、特定目的会社又は前項に規定する会社の発行済株式又は出資（剰余金の配当若しくは利益の配当又は残余財産の分配について優先的内容を有するものを除く。）の全部を保有し、かつ、当該発行済株式又は出資以外の資産を保有していないものとする。
3　施行令第三十四条第四項第四号に規定する財務省令で定める一般社団法人又は一般財団法人は、専ら資産流動化を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第一項各号に掲げる要件を満たすものとする。

第四号書式備考一1中「個人番号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（二1ロ及び3において「個人番号」という。）」に改め、同号書式二1ロを次のように改める。

ロ　「個人番号」の項には、個人番号の変更をした場合又は一2の場合に該当する場合に、個人番号を記載すること。
なお、一1の場合（個人番号の変更をした場合を除く。）に該当してこの申告書が提出されたときは、この申告書を受理した受託者の営業所等の長が受益者の個人番号を付記すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（障害者非課税信託に関する異動申告書の記載事項に関する経過措置）

第二条　改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の規定は、平成二十八年一月一日以後に相続税法第二十一条の四第一項に規定する障害者非課税信託申告書、相続税法施行令第四条の十四第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書又は同令第四条の十六第三項に規定する障害者非課税信託に関する異動申告書（以下「障害者非課税信託に関する異動申告書」という。）を提出したことがある者がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する障害者非課税信託に関する異動申告書について適用し、同月一日以後にこれらの申告書を提出したことがない者が施行日以後に提出する障害者非課税信託に関する異動申告書については、なお従前の例による。

2　新規則第五条第二項の規定は、施行日以後に受理する障害者非課税信託に関する異動申告書について適用する。

（相続税の申告書に添付する書類に関する経過措置）

第三条　新規則第十六条第三項第一号の規定は、施行日以後に相続税法第二十七条第一項から第三項までの規定により提出する申告書（これらの申告書に係る同法第一条の二第三号に規定する期限後申告書を含む。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前にこれらの規定により提出した申告書については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第四条　新規則第四号書式は、施行日以後に提出する障害者非課税信託に関する異動申告書について適用し、施行日前に提出した障害者非課税信託に関する異動申告書については、なお従前の例による。

2　新規則第四号書式は、当分の間、改正前の相続税法施行規則第四号書式に定める申告書をもってこれに代えることができる。

○財務省令第十六号

地価税法（平成三年法律第六十九号）第十七条第三項、別表第一第十六号及び別表第二第一号の規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十四項第一号中「電気事業　次」を「一般送配電事業、送電事業及び発電事業　次」に改め、同項第二号中「一般ガス事業及び簡易ガス事業」を「ガス小売事業、一般ガス導管事業及びガス製造事業」に改め、同号イ中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改め、同号ロ中「第二十五条第一項（ガスの」を「第十九条第一項（供給計画）若しくは第五十六条第一項（」に、「同項」を「これらの規定」に、「同条第二項」を「同法第十九条第二項又は第五十六条第二項」に、「当該」を「これらの」に、「」に」を「」又は同法第九十三条第一項（製造計画）の規定により経済産業大臣に届け出た同項の製造計画（同条第二項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る変更後の当該製造計画）に」に改める。

第五条第一項第二号中「都道府県県準則又は市準則」を「市町村準則」に改め、同条第八項第一号ロ中「都道府県知事又は市長」を「市町村長」に改める。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○財務省令第十七号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の一の二の項、二十三の項及び二十四の項の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ロを次のように改める。

ロ　幼保連携型認定こども園以外の法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）の用に供する不動産に係る登記　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1)　認定こども園の用に供する不動産が指定都市の区域外に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を都道府県の教育委員会が処理する場合にあつては当該都道府県の教育委員会とし、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該事務を市町村が処理する場合にあつては当該市町村の長とする。）の書類

(2)　認定こども園の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合　その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を指定都市の教育委員会が処理する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）の書類

第九条第一号中「農業共済組合　その」を「農業共済組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。以下この号において同じ。）その」に改め、同条第二号中「農業共済組合連合会」を「農業共済組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものに限る。）及び農業共済組合連合会」に改める。

第十条第一号中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。